

「財産評価顧問」平成23年改正対応版 概要 (Ver.H23.1)

「財産評価顧問 Ver.H23.1」での対応内容をご案内します。

平成23年11月1日公開の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について」により、特定土地等及び特定株式等の評価についての取り扱いが定められました。これをうけまして下記の対応をさせていただきます。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H22.1以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H22.1のデータは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。

2. 平成22年版での先行入力について

財産評価顧問 Ver.H23.10 リリース前に、平成22年の相続案件が発生した場合など、財産評価顧問 平成22年版にてデータを先行入力することができます。

平成22年版にて入力したデータは、平成23年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。

3. 改正の概要

東日本大震災に伴う特定土地及び特定株式等の評価についての通達の概要は次のとおりです。

● 特定土地等の評価について

(1) 課税価格算入額と調整率

平成22年5月11日から平成23年3月10日の間に相続等により取得した（贈与の場合は、平成22年1月1日から平成23年3月10日の間に取得した）特定土地等の評価は、震災後を基準とした価額によることができます。この「震災後を基準とした価額」の計算において、震災による地価下落を反映させた「調整率」が定められ、平成23年分の路線価及び評価倍率に乗じて計算することとされました。（平成23年3月11日において所有したものに限り。）

(2) 対象となる土地等

次の相続等又は贈与で取得した土地等の価額を計算する場合は、調整率を用います。

- ・平成23年3月11日以後に相続税の申告期限が到来する方が平成23年3月10日以前に相続等により取得した土地等
- ・平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に相続等により取得した土地等
 - ・平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した土地等
 - ・平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に贈与により取得した土地等

(3) 指定地域

「調整率表」は、次の県の指定地域ごとに公開されています。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県（加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域及び久喜市）、新潟県（十日町市及び中魚沼郡津南町）、長野県（下水内郡栄村）

● 特定株式等の評価について

(1) 課税価格算入額について

平成22年5月11日から平成23年3月10日の間に相続等により取得した（贈与の場合は、平成22年1月1日から平成23年3月10日の間に取得した）特定株式等の評価は、震災後を基準とした価額によることができることとなりました。（平成23年3月11日において所有したものに限り。）

(2) 特定株式等の判定

特定株式等とは、指定地域内に保有する動産等の価額の合計額が、課税時期に保有していた資産の価額の合計の10分の3以上である法人等の株式です。この10分の3以上であるかの判定は、相続税評価額により行います。

※指定地域とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県（加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域及び久喜市）、新潟県（十日町市及び中魚沼郡津南町）、長野県（下水内郡栄村）です。

(3) 特定株式等の評価方法

特定株式等と判定された株式の評価方法は次のとおりです。

【類似業種比準方式】

特定株式等を類似業種比準方式で評価する場合は、見積利益金額※により調整した「1株当たりの利益金額」を基に「1株当たりの配当金額」及び「1株当たりの純資産価額」を調整して計算することができます。

【純資産価額方式】

特定株式等を純資産価額方式で評価する場合は、評価法人の平成23年3月11において保有していた指定区域内の動産等を、震災後を基準とした価額で純資産価額を計算することができます。

【配当還元方式】

特定株式等を配当還元方式で評価する場合は、「その株式に係る年配当金額」を、見積利益金額により調整した「1株当たりの配当金額」によって計算することができます。

(4) 特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書の追加

特定株式等の判定、特定株式の比準要素を計算するための様式「特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書」が追加になりました。この様式で、「見積利益金額」の計算も行います。

《参考》国税庁のホームページ

財産評価基準書 東日本大震災に係る「調整率表」＜一般の土地等用＞

http://www.rosenka.nta.go.jp/chousei/ipan_frm.htm

財産評価基準書 路線価図・評価倍率表

<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

4. システムの対応内容

● 特定土地等の評価への対応

(1) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書の「O」印字

土地及び土地の上に存する権利の明細書で、調整率が「O」のとき、関連項目に「O」が印字できるよう対応します。

(2) 市街地農地等の評価の倍率桁数変更及び「O」印字

市街地農地等の評価入力画面に「倍率2」を追加し「調整率」を設定できるよう対応します。また、調整率が「O」のとき、調整率や計算結果を「O」で印刷できるよう対応します。

(3) 倍率方式による特定土地等の評価

その他の財産の評価の入力画面に、「倍数2」を追加し、「調整率」を設定できるよう対応します。

● 特定株式等の評価への対応

(1) 電子マニュアルメニューから「特定株式等の判定及び比準要素の金額の計算等の明細書」作成用 Excel ファイル提供

電子マニュアルメニューに＜関連帳票＞ボタンを追加し、インターネットを介して「特定株式等の判定及び比準要素の金額の計算等の明細書」を作成する Excel ファイルを提供します。

(2) 取引相場のない株式の評価入力画面の上書き対応

(1) の特定株式等の判定及び比準要素の金額の計算等の明細書の結果を直接入力できるよう、関連項目の上書き入力に対応します。

●取引相場のない株式の評価 配当還元方式価額の上書き対応

取引相場のない株式の評価の第3表(20)配当還元価額、第6表(22)を上書き項目にします。原則的評価方法と判定されても、配当還元方式による評価をしたい場合は、該当項目を上書き入力してください。

●相続・贈与税顧問 Ver.23.1 との連動に対応

相続・贈与税顧問 Ver.H23.1 への財産データの連動に対応します。

5. 特定土地等、特定株式等の評価を行うための運用方法等

震災特例法を適用する特定土地等・特定株式等の評価を行う場合は、次の運用をお願いします。

●特定土地等を路線価方式で評価する場合の運用

路線価方式による特定土地等の評価を行う場合は、平成23年分の路線価に調整率をかけた金額(調整率適用後の路線価)を、土地及び土地の上に存する権利の評価第1表の路線価に直接設定してください。その後、第1表の「参考事項」または、第2表の「備考」に、本来の路線価と調整率が分かるように注記を入力してください。

【土地及び土地の上に存する権利の評価第1表 1/2 画面】

調整率適用後の路線価を直接設定してください

路線価に調整率が適用されていることを記載してください。ここに書ききれない場合は、2表の備考に記載してください。

(第1表) 概要	
財産№	001
分割評価	なし
分割枚数	0
申告書連動区	
住居表示	
所在地番	東京都江東区△△ 1丁目22番3号
氏名	エブソン 太郎
所有者住所	東京都江東区○○ 3丁目4番5号
使用者住所	東京都江東区△△ 1丁目22番3号
現況地目	宅地
自用地の評価額	16,839,253
権利の評価額	0
地積	1,036.8360 m ²
路線価	① 正面 33,000円 ③ なし 0円 ② 側方 27,300円 ④ なし 0円
間口	30.0000 m
奥行	34.5612 m
利用区分	貸家建付地
地区区分	普通住宅地区
角地区区分	側方 角地
借地権	0.0000
借家権	0.0000
理想整形地	間口 0.0000 m 奥行 0.0000 m
参考事項	① 調整率適用 ② 正面 110,000×0.30 ③ 側方 91,000×0.30

●特定株式等の取引相場のない株式の評価を行う運用

Excelファイルで提供する「特定株式等の判定及び比準要素の金額の計算等の明細書」を作成し、計算した結果を「取引相場のない株式の評価」作成画面の該当項目へ直接設定してください。

●平成22年分の特定土地・特定財産の評価を行う場合

震災特例法を適用する平成22年5月11日以後に取得した特定土地、特定株式の評価を行う場合は、「財産評価顧問Ver.H23.1」が必要です。平成22年分の申告であっても、「財産評価顧問Ver.H23.1」をお使いください。このとき、相続・贈与税顧問と財産評価顧問で連動を行う場合は、「相続・贈与税顧問Ver.H23.1」をお使いください。

以上